

鎌倉市情報公開・個人情報保護運営審議会規則

(平成5年10月4日規則第18号)

(趣旨)

第1条 この規則は、鎌倉市情報公開条例(平成13年9月条例第4号)により設置された鎌倉市情報公開・個人情報保護運営審議会(以下「審議会」という。)の組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。

(会長)

第2条 審議会に会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第3条 審議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第4条 審議会の庶務は、この審議会の所掌事務を主管する課等において処理する。

(委任)

第5条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営について必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

付 則

この規則は、平成6年4月1日から施行する。

付 則(平成13年12月20日 規則第7号)

この規則は、平成14年1月1日から施行する。

付 則(平成13年12月20日 規則第7号)

この規則は、平成18年4月1日から施行する。